

防災庁組織令案要綱

- 1 防災庁に、統括官四人を置き、命を受けて、防災庁の事務を分掌する。(第一条関係)
- 2 防災庁に、審議官二人(併任の者を除く。)を置き、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。(第二条関係)
- 3 防災庁に、公文書監理官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置き、命を受けて、防災庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行うとともに、参事官十五人(併任の者を除く。)を置き、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助ける。(第三条関係)
- 4 この政令は、防災庁設置法(令和八年法律第六十一号)の施行の日(令和八年十一月二日)から施行する。(附則第一項関係)